

# 16

## 公衆電話機及び公衆電話台

### 整備の基本的な考え方

- 公衆電話台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とする。
- 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者の利用に配慮して高さ、見やすさ、使いやすさに十分配慮する。

整備基準		解説	望ましい水準
(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる公衆電話機を設置するよう努めること。			
(2) 公衆電話台を設ける場合は、1以上の公衆電話台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9及び11( (8) の施設に限る。) に掲げる公共的施設並びにその他の非該当施設にあっては、次に定める構造とするよう努めること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「小規模施設」 3の項の解説冒頭(40頁)を参照のこと。</li> <li>●「別表第1の9及び11( (8) の施設に限る。) に掲げる公共的施設」：共同住宅、寄宿舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公衆電話台を設ける場合にあっては、16の項に定める構造とすること。</li> <li>○必要に応じて、施設の受付等にファクシミリを備えること。</li> <li>○ダイヤルやボタンの中心の高さは、100cm程度とする。</li> <li>○音声増幅装置付き電話機を設置するよう努めること。この場合、分かりやすい位置にその旨表示すること。</li> </ul>
ア 高さ	可動式台又は固定式台を設けること。この場合において、固定式台の高さは、75cm程度とすること。	●車いす使用者のひざが入るスペースとして、内のり高さ65cm程度を確保する。	
イ けこみ	下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。	●けこみは、奥行き45cm程度とする。	

## □公衆電話機及び公衆電話台等の設置例

(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる  
公衆電話機を設置するよう努める

